	関連する義務	内国民待遇（第二条）
	措置	民間警備業法（二千十二年法律第HO―六―N号）第十二条
	概要	アルメニア共和国の国民のみが、護衛及び警備員の資格を取得し、護衛及び警備員の職務（武器及び特別な手段の使用を含む。）を遂行する権利を有する。
九	分野	情報及び通信
	小分野	フィルム、映像テレビジョン番組及び音楽その他の音声記録の制作並びにテレビジョン番組及びラジオ番組の編成及び放送
	産業分類	経済活動の分類HD―〇一一―二〇一三　六〇　テレビジョン番組及びラジオ番組の編成及び放送
	関連する義務	内国民待遇（第二条）
		最恵国待遇（第三条）
	措置	テレビジョン及びラジオに関する法（二千年法律第HO―九十七号）第十六条及び第五十五・一条
	概要	民間の多重化装置事業者は、アルメニア共和国において設立される法人とする。外国資本の参加の割合は、民間の多重化装置事業者並びにテレビジョン及びラジオ事業者の決定の採択に必要な株式の五十パーセント以上であってはならない。国際協定により、より大きな参加の割合を定めることができる。
十	分野	金融業及び保険業
	小分野	経済活動の分類HD―〇一一―二〇一三　六四　金融サービス
	産業分類	内国民待遇（第二条）
	関連する義務	銀行及び銀行業に関する法（千九百九十六年法律第HO―六十八号）第四条及び第十四条
	措置	銀行業は、アルメニア共和国において設立され、及び許可を受ける法人又は支店によってのみ提供される。
十一	分野	金融業及び保険業
	小分野	経済活動の分類HD―〇一一―二〇一三　六五　保険サービス
	産業分類	内国民待遇（第二条）
	関連する義務	最恵国待遇（第三条）
		保険及び保険業に関する法（二千七年法律第HO―百七十七―N号）第一条及び第四十七条
	措置	保険サービスは、アルメニア共和国において設立され、及び登録される法人又は支店によってのみ提供される。
	概要	外国の保険会社は、世界貿易機関設立協定に整合的であり、かつ、アルメニア共和国が締結している国際協定である国に登録されている場合にのみ、アルメニア共和国において支店又は子法人を設立することなしに、公募を通じて保険業を営むことができる。このような法人は、次の事項に関連する危険を対象とする保険のみを提供することができる。 (a)　海上運送、民間航空並びに宇宙船の打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。これらの保険は、輸送物品、輸送機関及びこのような運輸から生ずるあらゆる責任を対象とすることができる。 (b)　国際貨物運送 (c)　再保険、再再保険及び再保険に関連する他のサービス
十二	分野	金融業及び保険業
	小分野	経済活動の分類HD―〇一一―二〇一三　六六　金融及び保険
	産業分類	内国民待遇（第二条）
	関連する義務	証券市場法（二千七年法律第HO―百九十五―N号）第三条、第二十五条、第四十三条及び第四十九条
	措置	アルメニア共和国の証券市場法に規定する投資サービスは、アルメニア共和国において設立され、及び登録される法人又は支店によってのみ提供される。
	概要	
十三	分野	金融業及び保険業
	小分野	経済活動の分類HD―〇一一―二〇一三　六六　金融及び保険
	産業分類	内国民待遇（第二条）
	関連する義務	投資基金法（二千十年法律第HO―二百四十五―N号）第五十五条及び第六十条
	措置	中央銀行理事会規則一〇―〇一（二千十一年規則第百十六―N号）第三十八条
	概要	ファンドの運用サービスは、アルメニア共和国において設立される法人又は支店によってのみ提供される。
十四	分野	金融業及び保険業
	小分野	経済活動の分類HD―〇一一―二〇一三　六四・九二・一　質屋業
	産業分類	内国民待遇（第二条）
	関連する義務	質屋及び質屋業に関する法（二千三年法律第HO―四十三―N号）第三条
	措置	アルメニア共和国において設立される法人及び個人企業のみが、アルメニア共和国において質屋業に従事することができる。
	概要	

附属書Ⅱ　第七条2に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条
(b)　第三条
(c)　第六条

2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。
(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条2の規定に従って、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「JSIC」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

5　この附属書の適用上、「経済活動の分類HD―〇一一―二〇一三」とは、アルメニア共和国経済省が二千十三年九月十九日に作成したアルメニアの経済活動の種類の分類をいう。

日本国の表

一	分野	全ての分野
	小分野	
	産業分類	
	関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　アルメニア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　アルメニア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
	現行の措置	
二	分野	全ての分野
	小分野	